

もう申請はお済みですか？

1世帯あたり

10万円

住民税非課税世帯等
に対する
臨時特別給付金

さいたま市の確認書返送期限は、

令和**4**年**9**月**30**日(金)【消印有効】となります。

申請がお済みでない方は、同封した確認書に必要事項をご記入いただき、本人確認書類のコピーと振込口座が分かる書類のコピーを同封の上、返信用封筒にて郵送してください。

なお、行き違いでご申請されている方に本状が届いた場合は、ご容赦ください。

- ※ 令和3年12月10日（基準日）にさいたま市に住民登録されており、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯に送付しております。
ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は本給付金の対象外になるのでご注意ください。

‘特殊詐欺’や‘個人情報の搾取’にご注意ください。

給付金の支給にあたり、ATMの操作をお願いしたり、手数料の振込みを求めることは絶対にありません。

お問い合わせ先

さいたま市臨時特別給付金コールセンター

TEL 0120-211-250

FAX 0120-753-668

開設時間

8時30分～17時15分

(土曜・日曜・祝日含む)